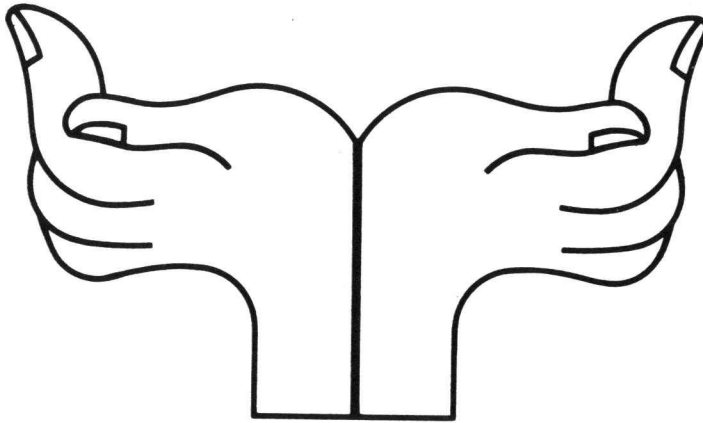


民闘連

ニュース

1982. 1 第 36 号



目 次

- ☐ 第7回民闘連全国交流集会 11月21～23日 名古屋にて開催 1
- ☐ 実践報告 青丘社桜本学園ケナリクラブ 3
- ☐ 資料 在日韓国・朝鮮人児童・生徒への行政姿勢 ― 大阪市・大阪府・高槻市
・豊中市・東大阪市・尼崎市・京都市・東京都・横浜市の教育指針・方
針 5
- ☐ ミニ情報 22
- ☐ 編集後記 28

発行

民族差別と闘う連絡協議会

第 7 回

民闘連全国交流集会

11月21～23日 名古屋にて開催



第7回民闘連全国交流集会は11月21日・22日23日の3日間にわたり、370名以上の参加のもと名古屋にて開催された。

今回は、「在日韓国・朝鮮人教師の実現をめざそう」、「今、在日韓国・朝鮮人はどう生きるか」という2本のテーマが設定された。特に今回の特徴は、上記のテーマのもとにシンポジウム「教育現場に立つ在日韓国・朝鮮人教師」・「今、在日韓国・朝鮮人はどう生きるか」の2本がもたれたことである。

現在、名古屋では教員採用試験の国籍条項撤廃の闘いが行われているが、初日にもたれた「教育現場に立つ在日韓国・朝鮮人教師」のシンポジウムでは、兵庫・三重・東京から参加した4人の在日韓国・朝鮮人教師の教育現場での辛さが語られながらも、在日韓国

・朝鮮人教師の必要性を強く実感できたと言えよう。

また3日目にもたれた「今、在日韓国・朝鮮人はどう生きるか」のシンポジウムでは、「日本国籍取得論」をめぐる激論が交わされたが、今回の論議をまとめ、今後とも在日韓国・朝鮮人の生き方をめぐる論議を継続していく必要があるだろう。

詳しい報告は、次号の「特集・第7回民闘連全国交流集会報告集」に譲り、簡単なプログラム概要だけに今回はとどめたい。

□初日全体会

初日全体会は、午後6時から名古屋市教育館で権順華嬢の司会のもと、「在日朝鮮人への差別撤廃を！名古屋市民の会」の代表、塚

田道生氏から「開会の挨拶」をもってはじめられ、続いて「名古屋人権委員会」、「在日朝鮮人生徒の教育を考える懇談会」からの連帯の挨拶を受けた。

そして、シンポジウム「教育現場に立つ在日韓国・朝鮮人教師」が愛知県立大学助教授・田中宏氏の司会のもとで行われた。参加者は、郭賢鶴氏（兵庫県）、李慶順さん（三重県）、韓哲吉氏（三重県）、朴元綱さん（東京都）の4人。

□二日目分科会／民族別交流会

二日目は午前9時より午後5時までは分科会がもたれ、続いて午後6時より民族別交流会がもたれた。民族別交流会の発題者は、日本人交流会 — 梶村秀樹氏（神奈川大学教授）韓国・朝鮮人交流会 — 金義晴氏（尼崎在日同胞の人権を守る会）。

設定された分科会及び民族別交流会のテーマ・参加人数は次の通り。

□第1分科会

法的地位 — 在留権はかくあるべきだ

参加者数 58名

□第2分科会

国民年金 — 国民年金の完全適用をめざして

参加者数 22名

□第3分科会

教育行政 — 教育行政闘争をさらにおしすめよう

参加者数 49名

□第4分科会

地域と学校 — 在日韓国・朝鮮人の子どもの置かれた状況とどうとりくむか

参加者数 44名

□第5分科会

民族保育 — 民族保育をどうすすめるか

参加者数 22名

□第6分科会

進路保障 — 職場労働と進路保障

参加者数 22名

□第7分科会

入門・民族差別 — ビデオと解説

参加者数 45名

□高校生交流会

参加者数 27名

□民族別交流会

○日本人交流会 — 戦後在日朝鮮人運動と日本人

参加者数 130人

○韓国・朝鮮人交流会 — 同胞の輪をひろげよう

参加者数 70名

□三日目全体会

三日目全体会は社会文化会館でもたれ、まず各分科会報告及び民族別交流会報告がなされた。

続いて、シンポジウム「今、在日韓国・朝鮮人はどう生きるか」が徐正禹氏（トッカビ子供会）の司会のもとで行われた。発題者は梁泰昊氏（尼崎在日同胞の人権を守る会）、裴重度氏（在日韓国人問題研究所）からなされた。

このシンポジウムは、会場からも盛んに意見が出され4時間近くにもわたったが、続いて「朴秋子問題を考える会」、「愛知県教員採用試験受験拒否事件」の李貴陽氏、「在日韓国・朝鮮人の国民年金を求める会」、「東京在日朝鮮人の教育を考える会」よりアピールを受け、「集会決議 — 教員採用の国籍条項撤廃のために」を採択、その3日間の幕を閉じた。

尚、当初予定していた、公立学校教員採用の国籍条項撤廃のための愛知県・名古屋市に対する抗議行動は、雨天のため中止となった。

（文責L・K）

● 実践報告 ●

青丘社桜本学園

ケナリクラブ実践報告

子供たちは民族教育を求めている



青丘社桜本学園小学生部では、今年度より朝鮮の文化、歴史、言葉を学ぶ場として「ケナリクラブ」（れんぎょうの意）を設置した。これは昨年度のロバの会（学童保育低学年）、タンポポの会（高学年）の実践の成果と課題をふまえて発足されたものである。設置の目的としては、在日朝鮮人子女が中心になり、自主活動に取り組むための結集の場であり、また学校内で孤立しがちな本名入学者を支えていく場とすることである。そしてもう一つには、地域の中で“民族教育の場”“朝鮮文化を根づかせるための場”として位置づけられた。

呼びかけは、学園に来ている在日朝鮮人子

女、保育園卒園児、「子供を見守るオモニの会」に集うオモニたちの子供に対して行われた。指導員については、ボランティアの自主的創造的な取り組みの場として位置づけられ、教材やカリキュラムも自主的に検討されている。

このような中で、現在子供たちは15～20名くらい定着している。とくに、クリスマス発表会での朝鮮語による劇の練習を契機として、かなり子供たちがケナリクラブの存在を自覚してきたようである。とくに、低学年は言葉に対しても非常に関心が強いようである。

このように現在のところ、子供たちに目標や課題を設定し楽しいプログラムを中心とし

て、のびのびと民族教育に親しめるように指導員も考えているが、今もなお、学校や地域では“朝鮮”に対する負のイメージは強い。

クラブを定着させることによって、多くの子供たちがもつ負のイメージを少しでも変えていくように試みているが、ほとんどの子供が青丘社やケナリクラブでは発散できて、学校や地域では何も出来えない状況は続いている。これは、子供たちが、青丘社の中ではチマ・チョゴリを着ることが出来ても地域に出て着ることが出来ない現実からみてもわかる。多くの朝鮮人の子供たちは、度重なる差別発言の中で、青丘社で培われてきた自信の芽がつつみとられていっているのである。

ケナリクラブで培われたものが、どのような場でも生かされていくようにするためには、まさに、子供だけの力ではなく、運動をする指導員の側の力量がなければならないことは言うまでもない。子供は、学校社会の中で、常に最前線に立ち、とくに本名で入学した子供に対する目は厳しい。また、期待する側からの重圧もある。今一度、指導員の側で、民族教育のあり方、本名実践のあり方などを、学校との関係、地域と関係をふまえながら再検討していく時期に来ている。本名を名のることによって、子供がのびのびとすることはなのに、学校や地域社会においては、決してそうではないことの現実を厳しくとらえて、本名入学者に対する保障を考えていかなければならない。

以上のような問題をかかえる中で、クラブの存在は今後、ますます重要になってくるものと思われる。今のところ、プログラ

ム的には、クゴ学習を中心として、舞踊や料理、創作、視聴覚など、比較的親しみやすいカリキュラムで行っているが、少しずつ、歴史や現実問題での話し合いなども組み入れていかなければならない。

最近の実践としては、クリスマス発表会で朝鮮語劇「토끼전」(うさぎ物語)をやったが、子供たちは想像以上に朝鮮語に集中し、セリフも短期間で覚えていた。このようなことをのびのびとやれた背景には、青丘社が、朝鮮の文化を素晴らしいものとして位置づけていることが大きい。今後は、青丘社やケナリクラブという枠の中で培われ、得ていったものを、学校や地域社会などのいかなる場であつても自信をもって示していくようにしていかなければならない。そして、そのために、学校との関係、親との関係をより強化していく必要がある。とくに学校教育との関係は、青丘社の実践が始まって以来、ほとんどなく、共に在日朝鮮人子女の問題を考えていくにはなお程遠い状況にある。したがって、子供たちを支えていく上で、何よりも学校教育との関係づくりを進めていくことは肝要であると思われる。そして、それゆえに、ますますケナリクラブの実践を地道に進めていかなければならない。

子供たちは民族教育を求めている。

文責 李 相 鎬

※写真は、12月に行われた青丘社桜本学園クリスマス発表会で朝鮮語劇「토끼전」(ウサギ物語)を演じているケナリクラブの子供たち。

在日韓国・朝鮮人児童・生徒への 行 政 姿 勢

大阪市・大阪府・高槻市・豊中市・
東大阪市・尼崎市・京都市・東京都・
横浜市の教育指針・方針

各地方自治体の教育委員会から出されている「学校教育方針・指針」のなかで在籍する在日韓国・朝鮮人児童・生徒へのとりくみを示しているものは数少ない。その数少ないなかで、今年の場合、京都市教育委員会の委嘱を受けた「京都市在日外国人教育推進委員会」は10月、通名使用、進学・就職問題等の在日韓国・朝鮮人児童・生徒の実態を見据えたうえで、その目的を「在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくすことを目指す教育である。そのために『在日外国人児童・生徒の民族的自覚の基礎を培う』『日本人児童・生徒の民族的偏見を除去し、国際協調の精神を養う』という目標を設定する」としている「外国人教育の基本方針」をまとめ、発表した。また、東京都も、3月に「公立学校に在学する在日外国人児童・生徒にかかわる教育指導について」と題した事務通達を出した。

その他、すでに出されている自治体に目を向ければ、大阪府、大阪市、豊中市、東大阪市、尼崎市、横浜市、高槻市があげられる。

しかし、行政自らが自発的に、在籍する在日韓国・朝鮮人児童・生徒の教育に関する指針・方針を出すということは寡聞にして知らない。出されるに至るまでには、必ず在日韓国・朝鮮人児童・生徒を見据えた教育実践にとりくんでいる人々の、譲るに譲れない行政への要求があった。

現在、大阪市学校教育指針の中の「特に留意すべき事項」の中に在日韓国・朝鮮人教育をあげ、そして研究目標の中「在日外国人

（主として在日する韓国人・朝鮮人）の子ども教育」を設けている。また府教委は、79年の要望事項の中に「在日外国人の教育について配慮すること」を設け、大阪府下全市町村教育委員会に送付した。

このように至るまでには、戦後民主教育とこいつつ、在日韓国・朝鮮人児童・生徒を全く視野から欠落させてきた教育の中味に気付いた大阪の先生達の、日本の同化教育に抗する実践からの要求があった。

1971年7月に、大阪府中学校長会差別文書糾弾を契機に発足した「日本の学校に在籍する在日朝鮮人児童・生徒の教育を考える会」に集まる先生達の「本名を呼び名のる」運動や、72年に長橋小学校で行なわれた「朝鮮民族児童に、奪われた言葉と歴史を返すための民族学級を」という、民族教育の場の保障をさせるため、民族学級の拡充強化を迫る運動は、「日本人児童・生徒と同様のあつかいをする」（65年文部省次官通達）をタテにとっていた大阪市教委の行政姿勢を変えさせていった。

73年、大阪府は教育長名で「本名通達」を出し、翌年には「学校教育方針」の中の特に留意すべき事項の1つに「在日外国人子女（主として在日する韓国・朝鮮人の子ども）を主権を持った独立国家の国民としてその人権を尊重するよう、全教育活動の中でその実現に努めること」をかかげ、研究目標の1つに「在日外国人の子どもが民族的自覚と誇りを高めることができるよう本名の使用の徹底

と、進路差別の克服、日本人の子どもの民族的偏見と差別意識の排除」などを入れた。

そして78年に大阪市教委が学習資料として出した「在日外国人子女教育 ― 主として在日する韓国人・朝鮮人の子ども」の中で、「まず日本人と同様な取り扱いは、決して日本人・外国人子女にとってもプラスにならない」とし、「独立外国国民としての人権」をもつものとして尊重、その為に「民族的な自覚を高める教育」をすすめることを述べ、「もし、かりに教師が外国人子女の人権を尊重せず、差別的な教育をしているとすれば、それは日本人子女の正しい人間性をむしろむしむことになる」と指摘、「日本人子女のなかにある民族的偏見と差別意識を排除し、ともに学ぶ在日外国人子女の立場を理解し、支えあわせる」とし、行政自らが同化教育を否定した文書として出された。

このような中で、在日韓国・朝鮮人児童・生徒への民族学級・子供会活動等の実践は大阪府下に広がりを見せた。

また、このような実践を担う人々によって、78年には「在日朝鮮人教育運動大討論会」がもたれ、「これまでの取り組みは地域・教育現場による格差があり、その方向性も十分統一されていない」としながら、「大阪府教委をはじめ各地教委に対して、在日朝鮮人教育の指針と施策を明らかにさせる運動をすすめる、府教委などに対し具体的な要求運動を展開する」決議を行った。そして、大阪府下15の教職員組合で構成された「在日朝鮮人教育運動推進協議会」が結成され、一方、7月から対府交渉をはじめられ、78年度中に基本方針を策定するように努力するとの確約を引きだし、府教委「昭和54年度市町村教育委員会に対する要望事項」の中に「在日外国人の教育についての配慮をすること」という一項目を設けさせるに至った。

このような大阪における行政姿勢の変化は、この問題に関わっている人々にはげみを与えた。

横浜では、就学通知の問題を契機に「横浜民族差別と闘う会」は幾度かの対市交渉を重

ねる中、79年6月の交渉時で、市教委は①公立学校の中に民族差別があることを認め、②市教委は今まで民族差別の実態を把握してこなかったとして、80年度から、その教育方針・努力点に「在日外国人児童・生徒の人権を尊重する教育」を方針化した。そして80年1月から81年3月にかけて、教職者、指導主事を対象に「民族差別追放のための研修会」を実施、すでに2千人の研修をおえた。

また東京では、「東京在日朝鮮人生徒の教育を考える会」を中心に何度も都教委との交渉がもたれ、81年3月23日付で「公立学校に在学する在日外国人児童・生徒にかかわる教育指導について」という指導の手引きを事務通達として出した。

「東京・考える会」は、単なる必要性だけに終始している事務通達であり、なんら具体的措置もとられない“手引き”だと批判を加えている。

また尼崎市の場合、「民族差別と闘う兵庫連絡協議会」の幾度かの対尼崎市教委との交渉により、79年度から教育指針の中に一項目を入れるに至った。しかし、その内容は抽象的であり、在日韓国・朝鮮人の歴史性を無視したものであり、翌年若干の修正が加えられるに至った。また、79年にはまがりなりにも、保護者に対して本名通学を要請する文書を送付している。

以上、大阪を中心に横浜・東京・尼崎をのものに触れてきたが、「教育方針・指針」に在日韓国・朝鮮人児童・生徒に関する項方等が入れられたとしても、行政による具体的施策や予算処置が伴うかは別ようである。

例えば、大阪市は、「学校教育指針」というのはあくまでも望ましい姿であり、具体的施策を伴わなくてもよいなどと言って、民族学級や子供会活動等に具体的施策や予算を出してはいない。75年に大阪府下の民族学級の講師11人の連名で、大阪府・大阪市に対し、①在日同胞児童が全校生の10%以上在籍する学校には民族学級を設置し、民族講師をおくこと、②中学校にも民族学級を設置すること、③現存する民族学級に対し、講師を

補充，増員すると同時に，学級運営費を支給すること，④民族講師の待遇を改善すること，以上を内容とした要求書が出されている。

また今年の9月に行われた「民族差別と関る関西交流集会」でも，大阪府下で行われている子供会活動への助成措置を要望する決議が大阪府に対してなされている。

また，最近，大阪や横浜で教師による差別発言がなされ，問題となっている。

しかしながら，この「教育指針・方針」といったものを出させることは，現場で実践を任っている人々にとっては，行政に自分らの実践を認めさせることであり，担保ともなる。出されたからと言って，すぐに在日韓国・朝鮮人児童・生徒の現実は交るということはないが，上記の意味では非常に重要なものとなることは言える。

尚，豊中市では，今年8月に行われた「ハギハッキョ」（夏期学校）の取り組みに予算措置がなされたとのことである。

（文責 L・K）

資 料

年 表 — 7 P	豊 中 市 — 10 P
高槻市 — 7 P	尼 崎 市 — 15 P
大阪市 — 9 P	東 京 都 — 15 P
大阪府 — 9 P	東大阪市 — 19 P
横浜市 — 10 P	京 都 市 — 19 P

年 表

- 73年 高槻市教育委員会，「在日朝鮮人問題に関する教育指針」を出す。
大阪市，「本名通達」を出す。
- 74年 大阪市，教育指針の「特に留意すべき事項の一つ」に在日韓国・朝鮮人子弟への取りくみを設ける
- 78年 大阪府教委，学習資料「在日外国人子女教育 — 主として在日する韓国人・朝鮮人の子ども」を出

す。

- 79年 大阪府教委，要望項目の中で「在日外国人の教育について配慮すること」という項を入れ，府下全市町村の教育委員会に送付

尼崎市教委，「学校教育」の中に，「国際友好の態度を育成する教育」を新たに設ける。また，保護者に対し，本名通学を要請する文を送付

- 80年 豊中市教委，「豊中市在住外国人教育基本方針 — 主として在日する韓国・朝鮮人児童・生徒の教育」を出す。

尼崎市教委，指針に若干の変更を入れる。

横浜市教委，「横浜市学校教育指導の方針・努力点」の中に，「在日外国人児童・生徒の人権を尊重する教育」を新たに設ける。

- 81年 東京都教委，「公立学校に在学する在日外国人児童・生徒にかかわる教育指導について」の事務連絡を各都立学校長あてに送付。

京都市外国人教育研究推進委員会，「外国人教育の基本方針」の試案をまとめる。

東大阪府教委，「学校教育基本目標，重点目標」の「重点目標」の中で，在日外国人児童・生徒の人権尊重し，差別や偏見なくするよう……，等を内容とする項目を設ける。

高槻市

在日朝鮮人問題に関する 教育指針

（1973年度）

〔1〕 基本課題

現在高槻市に存住する「在日朝鮮人」は，

戦前戦中の日本の軍国主義的植民地政策という歴史的関係において日本国内に居住するに至った人たちが、その二世・三世の人たちであって、その人数は約2,000人前後です。かつては特定の地区（成合北の町）に集中して生活していたのが、最近では全市的に分散化の傾向を示し、小学校学齢者約240名、中学校学齢者約100名はほとんど全校区にわたって在住し、その大部分が市内小・中学校に在籍してわが国の公教育を受けている実情です。

このことは、単に外国人がわが国の義務教育の教育課程・教育内容で教育されているという問題ではなく、かつてのわが国の植民地政策や同化政策等と関連し、また戦後の終戦処理の状況その他の状況とかかわって、それが歴史的事実としていかなる意味をもち、どうしてこのような事態になってきたのか、さらには、現実の実態としてそこにどのような矛盾や不自然さが存在するのか、その把握が充分になされた上で理解しなければならない問題なのです。

さらに、この在日朝鮮人児童・生徒の教育問題は「在日朝鮮人」の基本的人権や生活上の種々の権利が奪われている事実、すなわち、就職、就労上でのきびしい差別状況や社会保障上の無権利状態の問題等多くの学習・生活指導上の課題が内包されており、このことを抜きにしてこの問題を考えることはできません。具体的には、「在日朝鮮人児童・生徒」の生活環境・学習条件の劣悪さ、進路上での障壁、日本人から受ける民族的偏見等がかれらの多くを低学力や学習意欲不振化に追いこんで、その悩みや不安をいっそう深刻なものにしてきているのです。このことは「在日朝鮮人」がわが国の社会で民族的差別・偏見による重圧を受けてやむをえず朝鮮人であることをかくしたり、日本人への同化の道をえらぶこととも表裏の関係にあり、「民族的自覚や誇りを育てる教育」という教育本来の課題をさらに複雑なものにさせているとも言えるのです。

そこで、上記の実態等を十分に把握し、民

族的差別や偏見をなくすことに努めるとともに、朝鮮民族として民族的自覚や誇りを持ち主体的に生きる人間を育てるため教育の場等で次の点で努力しなければならないと考えます。

〔2〕 教育の具体的課題

- ① 在日朝鮮人児童・生徒の人権を尊重する教育の推進をはかること。
 - i) わが国の社会に根深く蔓延している民族的差別・偏見を教育のあらゆる場で、科学的認識にもとづいて排除し、正しい民族理解を集団の育成のなかで徹底させること。
 - ii) 国際的視野に立った他民族の尊重と世界平和の尊厳の教育を徹底すること。
- ② 「在日朝鮮人児童・生徒」の進路指導の充実ならびに民族的自覚を深める教育指導の徹底をはかること。
 - i) 「在日朝鮮人児童・生徒」が民族的自覚や誇りを高めることができるように本名をすすんで使用する等の指導をすること。
 - ii) 子ども会設置校においては、生活や進路の問題、朝鮮のことばや文字・歴史・文化等を、充分計画的・系統的に学習できるようにして、民族意識に目ざめ、差別に負けない生き方で現実を克服できる子どもを育てよう努めること。
 - iii) 子ども会設置校以外においては、「在日朝鮮人児童・生徒」が民族的自覚と誇りをもてるように、学級集団での仲間づくりを軸にかれらを正しく支える子どもたちとともにその輪をひろげるとりくみをする。
- ③ 「在日朝鮮人児童・生徒の教育問題」についての経験や実践の交流を深め、研究・指導体制の整備と充実をはかること。
 - i) 教育実践の成果を互いに学習し合い、研究・指導がよりいっそう充実し発展するよう全市的な交流の機会をもつこと。
 - ii) 特に、民族差別の実態と歴史から、差別をなくす生き方や差別に負けない生き

方を学級集団づくりを通して学習できるような実践研究の具体的促進をはかること。

- iii) 校内研究会においても、この問題を積極的にとりあげるよう努めること。

大阪市教委本名通達

(1973年度)

〔大阪市教育委員会指示〕

大阪市小(中)学校児童(生徒)指導要録の様式改正に伴う外国人の氏名記入について

外国人の氏名は本名で記入し、ふりがなは母国語の発音に近づけ、生年月日は西暦で記入する。

昭和56年度

大阪市学校教育指針

大阪市教育委員会

学校教育の指針

(略)

特に留意すべき事項

1. 教育内容

- (3) 在日外国人の子どもに民族的自覚と誇りを持たせ、日本人及び在日外国人の子どもが互いに人権を尊重し、共に伸びようとする意欲を育てる内容を重視すること。

研究目標

- (3) 在日外国人(主として在日する韓国人・朝鮮人)の子どもへの教育
- ア. 在日外国人の子どもの人権を尊重する教育をすすめるには、どのようにすればよいか。

在日外国人の子どもが、民族的自覚と誇りを高めることができるようにするた

めに、本名を使用する指導を徹底し、学校の教育活動全体の中で科学的認識に基づいて指導することが大切である。

- イ. 在日外国人の子どもへの進路指導の充実を図るには、どのようにすればよいか。

進学・就職上の差別の克服を図り、在日外国人の子どもが将来の進路を自ら選択することができるように指導することが大切である。

- ウ. 日本人の子どもに対し、国際友好の資質と態度を育成するには、どのようにすればよいか。

日本人の子どもの中にある民族的偏見と差別意識を排除し、共に学ぶ在日外国人の子どもへの立場を理解することのできる集団の育成に努めることが大切である。

大阪府教育委員会

要 望 事 項

(1979年度)

1. 在日外国人の教育について配慮すること

我が国と諸外国とのつながりを明らかにし、在日外国人児童・生徒が在籍している歴史的経緯や社会的背景を正しく認識するとともに、在日外国人に対する偏見や差別をなくするよう努めることが大切である。

- (1) 在日外国人児童・生徒が自らの誇りと自覚を高めることができるよう努め、進路についても将来への展望がもてるよう関係機関との連携を密にし、適切な指導を行うこと。

- (2) 在日外国人児童・生徒の人権を尊重し、国際友好、親善、協調の態度を育成すること。

横浜市学校教育指導の 方針・努力点

(昭和55年)

- I 横浜市学校教育強調目標
(略)
- II 横浜市学校教育指導の方針
(略)
- III 学校経営及び各教科等の努力点
 1. 学校経営(略)
 2. 各教科(略)
 3. 児童・生徒指導(略)
 4. 障害児の教育(略)
 5. 同和教育(略)
6. 在日外国人児童・生徒の人権を尊重する教育

民族差別をなくし、在日外国人児童・生徒の人権を尊重する教育を推進するためには、日本人児童・生徒に、外国人を外国人として尊重し、その上に相互友好関係を築いていける資質・態度を育成するとともに、在日外国人児童・生徒が自ら民族的自覚と誇りをもち、たくましく生き抜いていこうとする努力を勇気づけ、助力していくことが大切である。その実現をめざして、学校・地域・児童生徒の実態に即した指導・助力のあり方を研究し、実践につとめる。

 1. 正しい認識に基づく国際理解と協調の精神の育成に努める。
 2. 共に学ぶ在日外国人児童・生徒の立場を理解し、相互に協力し合うことのできる学校・学級集団の育成につとめる。
 3. 在日外国人(特に韓国・朝鮮人)児童・生徒が民族的自覚と誇りに基づいて自ら本名を名乗ることができるよう、本人・保護者とよく話し合い、助力に努める。

豊中市 在日外国人教育基本方針

― 主として在日する

韓国・朝鮮人児童生徒の教育 ―

昭和55年9月19日

豊中市教育委員会

前 文

日本国憲法は、国民の基本的人権の尊重をうたい、教育を受ける権利は国民の基本的権利であるとし、これに則って教育基本法は、教育の機会均等について人種・信条・性別・社会的身分・経済的地位又は門地によって教育上差別されないことを規定している。人権に関する世界宣言も、何人も教育を受ける権利を有するとし、同宣言を受けた児童の権利宣言では、すべての児童にいかなる例外もなく、国民的もしくは社会的出身・財産・門地その他のために何らの差別を受けることなく教育を受ける権利が与えられなければならないことを宣言し、その権利の実現を期するよう呼びかけている。

さらに、わが国が1979年(昭和54年)に批准した国際人権規約では、人間の尊厳と平等のもとに、教育についてすべての者の権利を認め、教育が諸国民及び諸民族間の理解と友好を促進する役割を果たすものであることを強調している。

このように、人権の尊重は、人類共通の理念であり、さらにその上になって教育を受ける権利もまた人類の普遍的な権利となっている。

しかるに、本市においては、従来より人権尊重の精神を高くかけ、あらゆる差別をなくする教育の推進に努めてきているにもかかわらず、今日なお在日外国人の児童生徒(幼児を含む。以下同じ。)においては、教育を受ける権利が正當に生かされているとはい

難い事実が存在する。

それは、在日外国人児童生徒のなかに、自己の国籍や民族に対する自覚や誇りを持ち得ないまま生活を送っている姿を見受けるからである。このことは、わが国の社会に民族的偏見や差別意識が今なお根強く存在することを示しており、これが学校教育や社会生活においてさまざまな問題を生みだす原因となっている。

わけても多くの在日韓国・朝鮮人の児童生徒のなかには、韓国・朝鮮人であることをもって進学・就職で不当な不利益を受けたり、日常生活においても、時には軽視され、時には蔑視されたりする場合がある。それ故に多くの在日韓国・朝鮮人は、心底の願いとは逆に日本名を通名としてわが国の学校に通い、わが国の文化や歴史を学習し、日本人らしく生活することを余儀なくされているのである。

本市に在住する外国人の国籍は、現在（１９７９年）４２か国に及び、その人口は、４０００余名に達する。なかでも韓国籍・朝鮮籍の人々は８５％を越えている。

その児童たちの一部は、韓国・朝鮮人が民族の教育を願って設立する民族学校へ通学するものの、他の大半は、在日のさまざまな制約のもとに、本市の公立学校に通学している。

さらにまた、韓国・朝鮮人は親子三代にわたる人々が殆んどであり、祖国が分断された状況のもとで、統一国家実現を強い願いとしている人々である。

この点、他の外国籍の人々と極めて異なる事情を持っている。

在日する韓国・朝鮮人の多くは、１９１０年（明治４３年）のいわゆる日韓併合を境にして祖国を離れ、日本に渡り住むことを余儀なくされ、当事の国家政策のもとで、主としてきびしい労働と低賃金の仕事に従事させられた人々とその二世・三世たちである。１９４５年（昭和２０年）日本の敗戦によって祖国は独立を回復し、これらの人々の多くは帰国したが、他の人々は、長い離郷の故に祖国での生活基盤をなくしたなど、さまざまな事

情のため帰国できなかった。したがって今日、韓国・朝鮮人の多く在日している事実は、日本の植民地政策の結果なのである。そして、当事の国家政策とそれをおし進めた思想が、韓国・朝鮮人に対する民族的偏見や差別意識を生みだし、それが今なお社会意識となって根強く生き続けているのだといえよう。

このように在日の歴史的社会的現実を理解する時、本市の教育は、人間尊重の精神に徹し、民族差別の根絶をめざす教育課題を有しているといえよう。そのため、学校教育においては、人権尊重に対する深い認識のもとに差別や偏見をなくする態度を児童生徒に培い、正しく韓国・朝鮮を理解させることが必要であり、同時にそれらを基盤にして韓国・朝鮮人児童生徒が民族的自覚と誇りをもって生きるように促し励ましていく指導を行わねばならない。もとより、こうした教育のいとなみは、日本人児童生徒にもいっそう自国や自民族に対する正しい認識と深い自覚を培う必要性を意味している。

なお、このような相互の立場を理解させ、それぞれの児童生徒に民族的自覚と誇りの態度を育てることは、国際理解と協調にとって大切なことがらといえよう。

次には、韓国・朝鮮人の児童生徒が生涯にわたって望ましい自己実現をはかることができるよう進路保障に努める必要がある。さらには、広く日本社会のなかに根強く存在する民族的偏見や差別意識をなくするための社会教育の課題もある。

したがって本市教育委員会としては、直接指導にあたる教職員の研修をはじめ研究諸団体との連携に努めるとともに、家庭教育を含む社会教育全般にわたる啓発活動を効果的に展開する必要がある。

以上のような課題の解決にむかって努力する時、日本人とすべての在日外国人との間に、人権の相互尊重のもとに、互いに独立国の国民としての深い理解と信頼の関係が育つのであり、このことが正しい民族理解や国際理解を進め、平和の教育は、これからの国際社会

に生きる日本人の正しい民族性にもとづく視野と行動をいっそう豊かにするうえからも欠かすことのできないものといえよう。

さいわいにも、本市においては、すでに早くから在日韓国・朝鮮人の児童生徒の問題を教育の課題として実践があり、在日外国人の教育の必要性は、しだいに全市の教職員の自覚的な課題になってきている。

本市教育委員会においては、在日外国人教育を1977年（昭和52年度）から学校教育の重点目標の一つにあげてきており、なお、1979年（昭和54年度）からは大阪府教育委員会も各市町村教育委員会に対する要望事項として明示してきているところであるが、本市に在住する外国人と日本人の児童生徒に正しい人権意識にもとづく国際理解の態度と資質の充実をめざし、ここに基本方針を制定するものである。

基 本 姿 勢

1. 在日外国人教育は、人類普遍の原理である人権尊重の精神に徹し、外国人に対する民族的偏見や差別をなくする教育である。

したがって、差別に対する科学的認識を深め、国籍・人種・民族の如何をとわず人権尊重の教育が徹底するよう努める。

2. 在日外国人教育は、国家相互の主権尊重と、それぞれの国家・民族とその背景にある文化や歴史等の認識をもとに国際理解を深める教育である。

したがって、それぞれの正しい国家・民族相互の理解をもとに、真に国際平和に寄与し、世界に開かれた人間の育成がはかれるように努める。

3. 在日外国人教育は、それぞれの国家や民族に対する自覚と誇りを高める教育である。

したがって、日本人、外国人それぞれの児童生徒に対して自国の正しい認識を培うことによって自民族への自覚と誇りを高め、諸民族の尊厳に対する理解が相互に深まるように努める。

4. 在日外国人教育をより推進させるためには、特に、在日韓国・朝鮮人のおかれている実態を、在日の歴史的・政治的背景や生活の現実をとおして正しく理解し、各校園における教育計画の改善をはかる必要がある。その際、特に全教職員の理解と協力のもとに行い、指導が充実するように努める。

5. 在日外国人、特に在日韓国・朝鮮人児童生徒が主体的に進路を選択し、自己実現がはかれるようにするには、日本社会における民族的偏見や差別に負けず、将来に対して希望をもって生きぬくことができるようにする必要がある。

そのために、幼稚園・小学校・中学校の教育を一貫的にとらえ、学力保障、進路保障のための指導を進めるとともに、民族学校や後期中等教育ならびに高等教育への進学機会と、就職への道が開かれるように努める。

6. 在日外国人教育をより充実させ、効果的に推進させるには、教職員の指導力の向上をはかる必要がある。

そのために、研修の機会を拡充するとともに、教職員の研究活動がいっそう充実するように努める。

7. 在日外国人、特に在日韓国・朝鮮人の教育を充実させるには、広く市民の理解と協力のもとに推進することが必要である。

そのために、地域社会において市民が、日本と朝鮮との歴史的・政治的な関係を科学的に認識できるように、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行うとともに、在日韓国・朝鮮人の学習機会も広がり深まるよう努める。

具 体 施 策

在日外国人の児童生徒、わけても韓国・朝鮮人児童生徒が民族的自覚と誇りをもち、わが国において希望をもって生きぬくことのできる社会を築くとともに、国際理解を深める

教育と人権尊重の教育を進めるためには、在日外国人教育はもとより広く社会教育全般にわたって積極的に推進しなければならない。

そのために、本基本方針にもとづいて幼稚園・小学校・中学校の教育を推進するとともに、教職員の研修をいっそう充実し、さらに広く市民への啓発を進めるなど、総合的にしてかつ将来展望にたった施策を講じようとするものである。

1. 学校における教育

各幼稚園・小学校・中学校において、すでに人間尊重の精神に徹した教育を進めているところであるが、さらに、在日外国人教育を推進させるため、教育目標や指導内容・方法について補充や統合を行い、よりいっそう教育の充実をはかるようしなければならない。

その際、在日外国人父母の願いや生活の実態を正しく受けとめ、現実 に即した指導が行われるよう努める。

(1) 教育目標

在日外国人教育を推進するため、教育目標の設定にあたっては、次の事項に留意して、この具体化に努める。

- ① 在日外国人、特に韓国・朝鮮人児童生徒に対して民族的自覚と誇りを培い、父母の理解のもとに自ら本名を名乗れるよう育てる。
- ② 民族的偏見や差別意識をなくすため、過去から現在にわたる日本と朝鮮との関係を科学的に学び、すべての児童生徒に正しい認識が育つようにする。
- ③ 日本人児童生徒に対して、わが国及び他国の歴史と文化について教科、領域にわたる学習のなかで正しく理解させ、国家と民族を科学的に認識できるようにする。
- ④ 日本人児童生徒に対して国際社会における日本の立場を正しく認識させ、日本人としての自覚を高めるとともに、他国や他民族についての理解を深め、国際平和を築いていこうとする実践的

態度を育てる。

- ⑤ 民族的偏見や差別を見抜き、すべての子どもたちが協力して望ましい集団をつくり、国際理解と親善が育つようにする。

(2) 指導計画

各校園においては、すでに人間尊重の精神にもとづいて進めている同和教育、障害児教育と在日外国人教育の相互の関連性と一貫性を明らかにし、指導計画の改善とともに指導法の充実に努める。

- ① 在日外国人、とりわけ韓国・朝鮮人児童生徒の生活の現実を正しくとらえ、実態に即して具体的な指導計画を作成する。
- ② わが国及び他国の諸民族に対する理解を深めるための学習内容を、教科、領域のなかに計画的に位置づける。
その際、特に日本と朝鮮との歴史的
政治的背景が正しく理解できるよう設定する。
- ③ 在日外国人教育に対する指導内容・方法等のあり方について、教職員の共通理解のもとに指導計画を一貫性のあるものにする。

(3) 指導方法・事項

在日外国人教育の指導にあたっては、次の事項に留意して実践が深まるように努める。

- ① 本市に在住する外国人、特に韓国・朝鮮人の家庭訪問を行うなど連携を密にし、相互の理解を深めながら指導に努める。
- ② それぞれの学級における指導の場では、日本人児童生徒と在日外国人児童生徒が相互理解のもとに連帯し支え合える集団の育成をはかり、学校全体はもちろん地域社会においても民族的偏見や差別がおこらないようにし、人権尊重の精神がいきるよう努める。
- ③ 在日外国人児童生徒がかかえる諸問

題について、子どもたちが自らが解決していけるよう個別指導等に留意する。

- ④ 日常生活における民族的偏見や差別が存在する実態を、学習内容と有機的に関連させ、より具体的な事象を教材化して指導するなど、課題解決がはかれるようにする。
- ⑤ 在日外国人、特に韓国・朝鮮人児童生徒の民族的自覚を高めたり、わが国の児童生徒の国際理解を深めるための活動をクラブ活動のなかでくふうするなど、指導の場の設定に留意する。
- ⑥ 在日外国人児童生徒の民族的自覚と誇りをいっそう高めるため、長期休業中に集団的な学習の機会などが持てるようにするとともに、日常の学校生活のなかでも、ときに学校と民族学校との文化的交流などの試みも行い、国際理解と協調が深まるよう努める。
- ⑦ 在日外国人教育では、本名尊重が基本認識であることはいままでもないので、指導要録等諸帳簿には本名を明確に記載する。

しかしながら、日常場面における「本名」「通名」については、保護者・本人などの相談ならびに指導助言による結果をたいせつにし、形式的な扱いにならないよう留意する。

(4) 進路指導

在日外国人、とりわけ韓国・朝鮮人児童の進学・就職における差別を克服し、それぞれの子どもが将来の進路を自ら選択することができるようにするため、次の事項に努める。

- ① 在日外国人、特に韓国・朝鮮人児童生徒の就園・就学の実態を把握し、就学の保障に努める。加えて、学齢児以外の不就学者の実態把握に努め、夜間中学校への就学の保障とその充実に努める。
- ② 在日外国人、特に韓国・朝鮮人児童生徒が将来に大きな障害となる民族差

別を克服して強く生きるく主体性を培うよう努める。

- ③ 在日外国人、特に韓国・朝鮮人児童生徒に、いかなる社会においても生きがいをもって生活できる学力を身につけさせるよう努める。
- ④ 在日外国人、特に韓国・朝鮮人児童生徒に対して就学に関する援助などに努める。
- ⑤ 在日外国人、特に韓国・朝鮮人児童生徒に対して、後期中等教育への就学や就職への門戸や奨学金制度への道がより開かれるよう、各関係機関に働きかける。

2. 教職員の研修

在日外国人教育を推進し、その充実を期するためには、何よりもまず、教職員が諸外国や諸民族を正しく理解し、指導の方向性を確立しなければならない。

そのために、教職員研修の充実と研究活動の推進に努める。

- (1) 教職員のひとりひとりに国際理解を深めるため、人権の尊重、民族理解等にかかわる多面的な研修を行う。
特に、在日韓国・朝鮮人の在住の経緯や実態等を理解するための研修を実施する。
- (2) 指導や研究に必要な資料の収集に努め、教材の作成を進めるなど研修の充実に努める。
- (3) 在日外国人教育基本方針の具体的推進のため、「豊中市在日外国人教育推進協議会」(仮称)を設置するとともに、研究諸団体の研究が深まるよう連携に努める。

3. 社会教育の充実

在日外国人教育、とりわけ韓国・朝鮮人に対する教育は、単に学校教育によってなしとげられるものではなく、広く地域社会にわたって推進しなければならない。

そのために、市民に対して国際理解の意

識が深まるように努める。

(1) 地域社会・家庭への啓発に努める。

地域社会において、今なお根強く存在する外国人差別、わけても韓国・朝鮮人への民族的偏見や差別を除去するため、あらゆる機会をとおして講演会・映画会などの学習の場を設定したり、広報等を利用するなどしてその啓発に努める。

(2) 在日外国人への学習の機会を拡充する。

日本における社会生活がより向上するよう、本市在住の韓国・朝鮮人を中心とした外国人への学習の機会を広める。

後 文

豊中市教育委員会は、人権尊重の精神に徹した人間の育成を願って同和教育基本方針・障害児教育基本方針を制定してきた。

このたびあらたに在日外国人教育基本方針を制定したのは、すでに述べてきたとおり人権尊重の理念をさらに深めようとしたものである。

豊中市教育委員会は、すべての市民が、人権尊重の精神を堅持して、在日外国人わけても韓国・朝鮮人を正しく理解していくことをとおして、いっそう心豊かな生活が営まれるよう願うものである。同時に、広く世界の諸民族・国家を正しく理解し、国際協調のもとに世界の平和が築かれていくようにし、本市が名実ともに教育文化都市として、さらに発展することを希求するものである。

尼崎市教育委員会

指 導 方 針

(1980年度)

国際友好の資質・態度を育成する教育

日本の国土やすぐれた文化・伝統を大切にするとともに、国際理解を進め、常に国際的視野に立って、人類の幸福に寄与できる資質もった人間の育成に努める。

とくに日本と関係の深い国ぐにや日本に在住する外国の人の歴史や生活について、理解を深め、互いに尊敬し合う態度を育成する。

事 務 連 絡

昭和56年3月23日

都立学校長 殿

東京都教育庁指導部長

大 野 慎一郎

公立学校に在学する在日
外国人児童・生徒にかか
わる教育指導について

このことについては、国際理解の教育、人権尊重の教育の観点に立って、平素から御努力いただいているところですが、東京都の公立学校に、多数の在日外国人が通学しているという事実を認識して、さらに指導の充実を図ることが大切であります。

東京都教育委員会においては、教育目標及び指導の重点にもこの課題を取り上げ、各学校における教育目標の設定、計画、実践への反映を図っているところであります。

ついては、このことに関する別添資料を送付しますので、この要旨について教職員に周知徹底し、在日外国人児童・生徒が心身ともに安定した学校生活が送れるようにするとともに、日本人児童・生徒が、将来、国際社会において信頼を得る資質を身に付けるよう御指導ください。

東京都教育委員会の教育目標

人間尊重の精神を基調とし、広く国際社会において信頼と尊敬の得られる、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな都民を目指し、家庭教育、学校教育、社会教育の緊密な連携のもとに教育を推進する。

指導の重点(抜粋)

○人権尊重の教育

日本国憲法の精神に基づき、教育基本法に示された教育の目的を達成するためには、学校の教育活動全体をとおして、あらゆる偏見

や差別をなくし、人権尊重の教育を徹底することが重要である。

特に、各学校においては、同和対策審議会答申並びに同和対策事業特別措置法の趣旨を体して、同和教育の推進に努めることが必要である。

心身に障害をもつ児童・生徒については、その障害の種類や程度に応じて、一人一人の能力、適性が十分伸長されるような教育活動を行うことが必要である。また、各学校においては、心身障害者に対する理解を深めるとともに、連帯感の育成に努めることが大切である。

なお、人種、民族、性別等を異にすることによって、児童・生徒の人権が損なわれることのないよう十分配慮することが大切である。

(1) 東京都の公立学校に在籍する在日外国人の児童・生徒数はどのくらいか。

昭和54年の学校基本調査によると、東京都の公立学校に在籍する在日外国人の児童・生徒数は下記の通りである。

○小学校	2,989人
（区部	2,432人
市部	555人
その他	2人）
○中学校	1,519人
（区部	1,296人
市部	219人
その他	4人）
○高等学校	823人
（全日制	707人
定時制	116人）
合 計	5,331人

この資料は、在日外国人の児童・生徒数を調査したもので国籍別の調査はしていないが、その大部分が在日韓国・朝鮮人と推定される。

各学校では、東京都の公立学校にこのように多数の外国人が在籍する事実を認識し、過去の日本と外国（特に韓国・朝鮮）との歴史的な背景を考へて、在日外国人の児童・生徒の実態把握に努める必要がある。

（参考資料）

日本に在留する外国人の数は、次の通りである。

○全国 766,894人

昭和53年12月 現在

内、韓国・朝鮮人 659,025人（86%）（法務省「第18出入国管理統計年報」）

○東京 112,369人

昭和54年12月 現在

内、韓国・朝鮮人 73,734人（66%）（法務省「第19出入国管理統計年報」）

(2) 在日外国人の日本の公立学校への受け入れについて、どのようにしたらよいか。

昭和40年12月28日、文部事務次官通達「日本に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定における教育関係事項の実施について」によって、在日外国人のうち次の者は、希望があれば、日本の公立学校への入学を承認することになっている。

● 「日本に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」に基づいて、日本に永住を許可された大韓民国国民（以下「永住を許可された者」という）

● 永住を許可された者以外の朝鮮人

この通達には、永住を許可された者の保護者が、小学校または中学校に、その子弟を入学させることを希望する場合には、区市町村の教育委員会は、その入学を認めること、中学校を卒業した者については、高等学校への入学資格を認めること、盲・ろう・養護学校についても公立の小・中学校の取り扱いに準ずることが示されている。

また、永住を許可された者以外の朝鮮人についても、わが国の公立の小中学校において教育を受けることを希望する場合には、永住を許可された者と同様に取り扱うことになっている。

韓国・朝鮮人以外については、当該子弟の日本語の能力、学校の収容能力、他の児童・生徒に及ぼす影響等を考慮して適性と認める場合には就学を許可することができる。とされていたが、昭和54年9月、条約36「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（国際人権規約）の発効により、すべての外国人子弟が区市町村の設置する小・中学校に入学を希望する場合に

は、当該教育委員会は、その入学を認めることとし、日本人と同様の取り扱いをすることになっている。

(3) 在日外国人生徒が都立学校を受験する際の願書、受験票の取り扱いは、どのようにしたらよいか。

指導部長から区市町村教育委員会教育長、公立中学校長、都立学校長あて（昭和55年10月13日付）「外国人の場合の入学願書及び学力検査受験票の記入等について」で、「外国人の場合、外国人登録済証明書に記載されている氏名を入学願書志願者氏名欄に記入する。なお、特に事情のある場合、学力検査受験票の受験者氏名欄には、願書に併記した通称名を記入してさしつかえない。」と示している。

このように取り扱う主な理由には、次の二つがある。

① 在日外国人児童・生徒を公立の小学校または中学校に入学させることを希望する場合、提出の書類に本名を記入し、必要があれば通称名を併記する。入学に際しての一貫性ということから、都立学校への入学願書も同様である。

② 入学した生徒に対して、在日外国人生徒を主権をもった国家の国民として認識し、その人権を尊重するよう、教育活動の中で一層の充実に努める必要がある。

なお、都立学校においては、入学決定後、外国人生徒が入学の手続きをした段階のできるだけ早い時期に、日常の学校生活の中で、本名を用いるかどうかについて、保護者及び生徒の意思を十分確かめるよう示している。

(4) 在日外国人児童・生徒の指導要録の取り扱いは、どのようにしたらよいか。

指導要録は、児童・生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿としての性格をもつものである。

その様式等は、学校を設置する当該教育委員会が定めることになっているが、指導要録の性格にかんがみ、様式等に必要程度の統一を保持するため、東京都教育委員会の参考

資料「指導要録の様式及び取扱い」で示している。在日外国人児童・生徒の〔学籍の記録〕を記入する際に留意すべき事項は、次の通りである。

① 児童・生徒の氏名について

外国人登録済証明書に記載されている氏名（本名）を記入し、氏名のふりがなは、できるだけ母国語に近い読み方で、片仮名を用いて記入すること。通称名など指導上必要と認めたときは〔学籍の記録〕の〔備考〕の欄に記入すること。

② 編入学について

外国にある学校等から編入学した場合、その年月日、学年及び事由等を「入学・編入学等」の欄に記入すること。

(5) 在日外国人児童・生徒の出席簿の氏名は、どのようにしたらよいか。

東京都の公立学校に在学する在日外国人児童・生徒には、本名を多乗っている者と、通称名を名乗っている者とがある。

氏名は個人を象徴するもので、人種や国籍の別とは関係なく、本名を使うことが自然であると考えられる。

しかし、在日外国人児童・生徒の中でも特に、在日韓国・朝鮮人児童・生徒の場合には、日本と朝鮮との歴史的な関係から、偏見や差別が形成され、いまだに解消されているとは言えないため、外国人であることを保護者が本人に知らせていない場合や本名を名乗らせていない場合もある。したがって、当該児童・生徒を受け入れる際に、保護者や本人と十分協議して本名を用いるかどうか決める必要がある。

以上は、学校生活を通じた外国人児童・生徒の氏名の取り扱い上の配慮であるが、出席簿は学校において備えなければならない表簿であり、指導要録に記載した氏名と一致する必要がある。

したがって、通称名を使う児童・生徒がいる場合、別に出席補助簿を用いるなどの配慮が必要である。

なお、事務処理を完了するために、出席補助簿に出欠等の記録を転記する際、通称名も

併記しておくことが望ましい。

(6) 在日外国人児童・生徒の卒業証書の氏名の記載は、どのようにしたらよいか。

卒業証書は「東京都公立学校の管理運営に関する規則」第27条「学校において備えなければならない表簿」のうちの卒業証書授与台帳によって作成する。

この台帳に記載する氏名は、児童・生徒の氏名が記載されている指導要録によるのが当然であり、指導要録の氏名欄には、外国人については、外国人登録済証明書に記載されている氏名（本名）を記入することになっている。

このように指導要録から卒業証書授与台帳を作成し、それに基づいて卒業証書を作成するから、証書には、本名で記載されることになる。

ただし、在学中に長期にわたって通称名を使い、学友たちも本名を知らないまま過ごしているような場合、本人及び学友たちに何ら事前指導もなしに、卒業式において本名を呼ぶことによって、本人や保護者を傷つけたり、学友たちに不当な偏見を抱かせたりするおそれがあるとも考えられるので、呼び方などについては卒業式前に保護者や本人とよく協議して決定する必要がある。

(7) 在日外国人児童・生徒について、日常の指導上どのようなことに留意したらよいか。

日本の学校に存学する在日外国人の児童・生徒が、日本人でないというだけで差別されたり、いじめられたりして、毎日の学校生活を暗い思いで過ごしていることがあってはならない。

日常の学校生活において、本名を使う児童・生徒と通称名を使う児童・生徒とで具体的な指導の存り方は異なるのが当然であるが、原則的には、次の諸点に留意して指導に当ることが大切である。

① 日常の学校生活において

ア. 本名を名乗っている児童・生徒がいる場合には、そのことに関する偏見により

差別されることがないように留意する。

イ. 児童・生徒の日常の会話の中に、人種、国籍、親の職業などについての偏見や差別に基づくからかいや、いじめがないよう留意する。

ウ. 言葉や習慣などの相違に基づいた争いや緊張状態がないように留意する。

② 学習指導において

ア. 各教科、道徳及び特別活動などの教育活動を通して、外国及び日本と外国とのかわりについての正しい知識を身に付けさせるとともに、外国の文化についての理解を深め、互いに尊重し合う態度を育てることに留意する。

イ. 外国人児童・生徒はもちろん、日本人児童・生徒に対しても、互いに国籍等を異にする国民であることを理解させ、相互の人権を尊重させる指導を計画的に行うように留意する。

教師は、外国人児童・生徒に対する教育の在り方について、正しい認識と理解をもって指導に当たることが大切である。

(8) 在日外国人に対する偏見を除き、国際社会において信頼を得られる人間を育てるために、学校ではどのような教育を行ったらよいか。

偏見とは、不確かな想像や証拠に基づいてあらかじめ判断してしまうか、先入観をもってしまうことだと言われている。

それぞれの国民や民族が、他国民や他民族に対して偏見をもつ例は数多く見られるが、日本人の外国人に対する偏見の強さもしばしば指摘される場所である。それは多くの場合、いわゆる発展途上国のアジア諸民族に対する優越感や、いわゆる先進国である欧米の諸民族に対する劣等感として現れる。なかでも、韓国・朝鮮人に対する偏見が強い。このことは、明治以来の日本の歴史の中で形成され強化されてきたものであり、日本人に対する戦前の朝鮮及び朝鮮人に関する教育や、さまざまな背景のもとに日本へ渡来した事実を知らずに形づくられた朝鮮人像が、偏見を形成する役割を果たしたと考えられる。

学校では、すべての事象や人々に対して、確かな証拠なしに判断したり、先入観をもったりしない態度を育てること、歴史などの学習を通して確かな知識を身に付けさせること、そして、各国民や民族が独自の文化を形成しており、それぞれの価値をもっているという認識を養うことが必要である。

昭和 5 6 年 度

学校教育

基本目標 重点目標

東大阪市教育局委員会

基本目標（略）

重点目標

- ◇ 学校に正しい秩序と健全な校風を（略）
- ◇ 教師は教育者として高い識見と指導力を（略）
- ◇ 子どもに豊かな人間性と生きぬくための学力体力を（略）
- ◇ 人間尊重の精神に徹し同和教育の実践を
 - ◇ 全学園において、部落差別をなくすため、人間尊重の精神に徹し、不合理な差別を排除する精神、科学的・合理的な認識ならびに生活態度を培うこと。
 - ◇ 子どもの学力、体力、情操、生活技能の向上をはかり、きめ細かな進路指導を行う等、教育の機会均等を保障していくことを目標に、同和教育の具体的実践につとめること。
 - ◇ 平和を希求し、真実を愛し、国際連帯をねがう子どもの育成をめざし、具体的な教育活動の実践に努めること。
 - ◇ 全学校園において、人間の尊厳という考えにたち、在日外国人園児・児童生徒の人権を尊重し、差別や偏見をなくすよ

う、教育活動全体の中でその実現に努めること。

外国人教育の基本方針 （試案）

京 都 市

1 9 8 1

京都市外国人教育研究推進委員会

京都市立小・中・高等学校に在籍する在日韓国・朝鮮人児童・生徒（以下外国人児童・生徒という。）は 5,524 人であり、全市児童・生徒に占める割合は 2.8 %（昭和 56 年）である。

当外国人教育研究推進委員会が調査（昭和 54 年）したところによれば、長欠率、問題行動率とも中学生で高くなり、日本人生徒のそれぞれ、約 2 倍、約 3 倍になっている。また、学習成績（5 段階評定）では上薄下厚の分布を示し、高等学校進学率は 84.9 % であり、全市平均 92.6 % に対し格差をもっている（昭和 53 年 3 月）。これらは、外国人児童・生徒の教育を受ける権利が、十分保障されていないという実態のあることを示している。

更に、同調査によれば小・中学校合わせて要保護率は、13.4 %、準要保護率は、8.9 % であり、それぞれ全市平均の 4.5 倍、1.4 倍となっている。このことは、在日韓国・朝鮮人の職業の不安定さを示すものであり、教育を受ける権利が十分に保障されていない要因ともなっている。

また、外国人児童・生徒に対する日本人の賤視・蔑視の言動がある。これらの言動は、利害の対立や感情的なもつれが生じたときなどに使われることがある。それは社会に根強く存在する在日韓国・朝鮮人に対する差別意識に基づくものである。

小・中学校の外国人児童・生徒のうち、本名（母国音）を名乗る者は小学生の 0.5 % の

みであり、日本音読みも小・中学校合わせて2.4%に過ぎない(前掲調査による)。在日韓国・朝鮮人が他の在日外国人と異なって二つの名前を持つことは、民族差別の結果であり、個人としての、又、民族としての主体性にかかわる矛盾である。

本市小・中学校で外国人教育を担当する分掌を設けている学校はきわめてわずかであり、外国人児童・生徒の問題行動も補導問題一般として性格づけ、民族差別の観点からする指導となっていない傾向が強い。人権に関する学習が全市的な広がりを出す中で社会科や学級の指導等に、在日韓国・朝鮮人に対する民族差別に関する問題を指導内容として位置づける例は漸増しているが、その指導の実態はまだまだの状況である。

しかし、人権に関する学習が全市的に広がり、推進されてくる中で、在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくする教育の必要性和意義についての問題意識は着実に教育現場のものとなりつつある。

在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくする教育は、「国際人権規約」等の理念を具体化するための営みとして、また、人権を確立するための営みという点において、他の人権問題と連帯した取り組みがなされるべきことも当然である。

このような観点に立脚した外国人教育は、単に外国人児童・生徒のみを対象とするものではなく、日本人児童・生徒をも対象とするものである。従って、すべての学校で組織的計画的に取り組まねばならない。

1. 目 的

外国人教育は、今日、日本の社会に存在する在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくすることを目指す教育である。(目的)

そのために下記の目標を設定する。

- 外国人児童・生徒の民族的自覚の基礎を培う
- 日本人児童・生徒の民族的偏見を除去し、国際協調の精神を養う

今日、日本に韓国・朝鮮人が多数居住している事実は、日本の植民地政策の結果である。

日本における民族差別の歴史的背景の中で、二つの名前に象徴されるような民族の主体性が喪失するものではない。しかし、在日韓国・朝鮮人が日本人らしく生活しなくてはならないという実態があり、そのことは客観的な事実として日本人が在日韓国・朝鮮人の民族としての主体性を認知しないことである。また一方、在日韓国・朝鮮人にとっては民族の主体性を主張し得ないということである。

一般に、民族とは、歴史的運命・文化的伝統・言語を共通にする集団であり、民族的自覚や民族意識の形成は当該民族の手でその文化的伝統と言語を通してなし得るものと言われる。その意味では、民族の手による民族の教育の場は十分尊重されなければならない。

しかし、在日韓国・朝鮮人については、多数の子弟が止むを得ず日本の公立学校に在籍している現実を踏まえる時、公立学校が外国人児童・生徒に何をなし得るかが問われている。

従って、日本の公立学校において、外国人児童・生徒に民族的自覚の基礎を培う努力をすることは、日本人児童・生徒に日本人としての、日本国民としての自覚を育てることと同じく重要な課題である。

更に言えば、外国人教育は、すべての児童・生徒に自らの国や民族に対する自覚と誇りを高め、他国や他民族の主体性と尊厳に対する理解を深め、国際的な広い視野を養うことを目指すものである。

外国人児童・生徒に民族としての自覚の基礎を培うことは、民族の歴史や文化の価値に目覚めさせることであり、日本社会に存在する差別と偏見を克服し十分に自己実現を図る大きな要素となる。

日本人児童・生徒に、在日韓国・朝鮮人に対する民族的偏見を除去し、国際協調の精神を養うためには、社会の中にある差別の実態に着目させ、韓国・朝鮮人の在日及び民族差別の歴史的・政治的背景を中心とする日朝関係史を正しく理解させ、民族の文化や伝統に触

れさせる等の中で、民族差別の不当性と民族の相互理解の必要性、民族の主体性と尊厳を認識させることが肝要である。このことは、日本人としての主体性を確立することに連なる。

2. 内 容

すべての教育活動を通して、組織的計画的に次の内容の具体的実践を推進する。

(1) 外国人児童・生徒に

- ① 在日韓国・朝鮮人の民族としての歴史的社会的立場を認識させる。
- ② 自らの力で進路を切り拓き、課題を解決していく能力と態度を養う。

(2) すべての児童・生徒に

- ① 日本と朝鮮の歴史的な関係及び今日の課題について学習させ、文化的交流の深さの認識とともに、民族差別の歴史的社会的背景に関する科学的理解を深める。
- ② 日本社会に存在する民族差別の実態に着目させ、差別をなくしていく態度を育てる。
- ③ 広い視野から、他民族の伝統・文化の主体性を尊重し、人間の尊厳と平等を希求する態度を育てる。特に、外国人児童・生徒と日本人児童・生徒が、相互の主体性を尊重し、高め合う態度を育てる。

(3) 保護者に

民族差別の不当性と社会の中からすべての差別をなくすることに関しての認識を深める。

3. 指導上の基本的留意点

公教育としての使命・理念に立脚し、教育の中立性を堅持するという基本的立場にたつ。

(1) 学習内容の取り扱いについて

- ① 日朝関係史や朝鮮文化の学習については、朝鮮の歴史、文化の自律的主体的な発展に着目させる。
- ② 他国の主権を侵害したり、内政干渉のおそれのある取り扱いをしてはなら

ない。

- ③ 民族差別については、その歴史的固有性からだけではなく、他の差別との共通性の面からもとらえる。

(2) 外国人児童・生徒の持つ諸問題について

基本的には民族差別の観点からとらえ、その解決の方向を追求する。

(3) 本名使用について

外国人児童・生徒が日本名を名乗っていることをもって、当然視することがあってはならない。民族の主体性にかかわる矛盾としてとらえ、基本的には本名を名乗ることに向けて保護者・本人と十分な話し合いを行う。

なお、外国人児童・生徒が自ら本名を名乗れるような学級集団づくり等の取り組みを推進すべきことは当然である。

4. 教育体制

外国人教育は、その目的からして京都市立小・中・高等学校のすべてにおいて推進されなければならない。

(1) 校務分掌

各学校においては、外国人教育の担当を校務分掌に位置づけ、学校の教育課題として、全教職員の共通理解のもとに、この教育を推進する。

(2) 指導計画

校種別基準指導計画に基づき、各学校ごとに指導計画を作成する。

(3) 進路指導

外国人生徒の進学・就職に関する差別を排除するため、学校における進路指導の充実と企業への啓発に努める。

(4) 研究・研修

小・中・高等学校ごとの単位研究会をもって、全市的な研究推進組織を構成し、研究を推進する。

外国人教育に関する教員研修を拡充する。

(5) 保護者啓発

保護者に対して、保護者会等を通して研修を深める。

ニ 情報

☐「出入国管理および難民認定法」

○法務省、「特在」基準を緩和

「出入国管理および難民認定法」の施行に合わせ、法務省は、戦前から日本に居住する在日外国人で刑法法令違反で強制送還待ちとなっている者や不法入国者に対して、特別在留許可の基準を緩和し、大村収容所に収容されたり、仮放免されている76人の中の約半数、不法入国者として把握されている10数人に対して特別在留許可を与えても差し支えないとした。すでに5人には一年の在留許可が出されているとのことである。

許可の基準は明らかにされていないが、①家族状況、②犯した罪の内容、前科の有罪、服役中の態度、③日本での居住期間、素行の善悪（不法入国者）など一応のメドがあるが、今回の緩和でも「家族関係や居住期間の短縮などを含めて従来以上に人道的に配慮する（法務省幹部）」といった説明にとどまっている。

○手数料、大幅アップ

「出入国管理および難民認定法」の施行に伴い、82年1月1日から次の事務手数料が大幅にアップされる。

- | | |
|-------------|----------|
| ○在留資格の変更許可 | 千円から四千元 |
| ○ " " の更新許可 | " " |
| ○永住許可 | 二千元から八千元 |
| ○再入園許可 | 千円から三千元 |

○数次再入園許可

相互主義の為、当初その実施があやぶまれた数次再入国許可は、一部適用が認められるようになった。対象は、①商用で韓日間をひんばんに往復するもの、②法人組織で同じく出入するものとなっている。数次再入国制度は、一度再入国申告をすれば、その期間内であれば何度でも入国できるもの。

☐「外登法」一部改正案が成立

①自治体に委託している外国人登録写票の保管事務の廃止、②切り替え時の写真を三枚から二枚に減らす、③地方自治体に返納された外国人登録書の法務大臣への返納の廃止などを中心とした「外国人登録法」改正案が11月27日、参議院本会議で可決した。施行は82年4月1日。

☐在日韓国・朝鮮人665,083人

法務省は、81年3月末の在日外国人登録別人員調査の結果をまとめた。

それによると、総数783,479人のうち、在日韓国・朝鮮人は665,083人で全体の84.88%を占めている。

最も多いのは大阪府の186,587人、次いで東京都の73,787人、兵庫県の70,280人、愛知県の56,568人となっている。

☐樺太裁判、韓国留守家族初の証言

第2次世界大戦中、日本の強制連行で肉親を奪われた韓国留守家族が初めて証言に立った、「樺太残留韓国人帰還請求訴訟」の第33回口答弁論が11月27日、東京地裁で行われた。

証言にたったのは、趙小敬さん（62才）と嚴相憲さん（54才）。

趙さんは、19才の時に夫の白東基さん（原告＝在サハリン、62才）と結婚。次女がお腹にいる時に、自宅に遊びに来ていた実弟、趙敬奎さん（原告＝在サハリン、59才）とともに夫は趙さんの目の前で強制連行された。チマ・チョゴリで証言台に立った趙さんは、約2時間半の証言の間、何度もテーブルを叩き、

肩をゆすって、泣きながら「ネオーラ、ネオーラ」（返してくれ）を繰り返した。

続いて証言に立った原告の厳寿甲さん（在サハリン、79才）の長男、厳相憲さんは、「悲しむ母を見て何もできない自分は親不幸である。子として、両親と一緒にしてやりたい」と語った。厳さんの証言は次回公判で引き続き行われる。

第18回口頭弁論からは「日本国が帰還責任を認めるとどういう効果があるのか」「日本国はどうしても帰還の責任があるのか」の実質管理が進められている為、留守家族2人の証言は裁判に大きな影響を与えられると思われる。

今回は2月25日午後1時から東京地裁で。

☐サハリン在住同胞、37年ぶりに一時「帰国」

サハリンから37年ぶりに3人の同胞が一時「帰国」で1月20日、来日した。この同胞は朴享桂さん（52才）と文李花さん（49才）、その末娘の美順ちゃん（8才）。

現在までに、日本人妻をもらった同胞の一時「帰国」はあったが、同胞だけの一時「帰国」は初めてといわれる。今回の一時「帰国」の成功は、日本在住の肉親が何度もソ連政府、日本政府と連絡を取り合いながら努力したこと、ソ連政府が人道的立場から配慮したためと受けとめられている。関係者らは、一時「帰国の成功によって今後の帰還申請が容易になるのではないか」と見ている。

☐国民年金裁判

・金鉦鈞さん（第12回公判）と豊田金次さん（第9回公判）の国民年金裁判が11月26日、東京地裁で開かれた。

この日の公判は、結審とみられていたが、「検討をしたいので結審を2月3日に予定します」との裁判長の一言で終わった。

今回結審しなかったのは、原告側が提出した「最終準備書面」が実際大量で、検討に時間がかかることもあるが、裁判所が原告と被告との和解にのりだしている為。今公判前にも

裁判所の仲介で4回目の和解交渉が行われ、次回公判に前にも5回目の交渉が行われる。

この日の和解交渉で原告弁護団は、国が原告に謝罪することを主眼とし、慰謝料などの支払いを求めた7項目からなる和解条項案を提出した。

・国民年金、厚生年金に加入、通算で老齢年金を受給しようとして誤適用だと受給を拒否され、9月16日に東京都社会保険審査会に審査請求をしていた鄭文和さんの請求が却下される内容の決定書が11月25日付で発送された。

病気の鄭さんの代理として今回の審査請求を申し立てた民団東京本部では、鄭さんと協議した上、早急に社会保険審査会に再審査請求を申し立てるとのことである。

・「在日韓国・朝鮮人の国民年金を求める会」は12月12日、東京の文京区民センターで在日韓国・朝鮮人障害者福祉年金を求める集会を開いた。

集会では、大阪在住の在日韓国・朝鮮人障害者の金満理の体験を通じた話がされ、障害者に対する根強い差別を訴えるとともに、制度的な差別の撤廃と並行して差別する者の意識改革も必要と強く訴えかけた。

☐在日韓国・朝鮮人被爆者問題

○日本の厚生省は11月18日、治療を必要とする在韓被爆者を選ぶための事前調査団を韓国に派遣した。

在韓被爆者の来日治療は80年、テストケースとして行われた広島原爆病院で10人を受け入れたが、厚生省は調査団の報告を受け、できるだけ多くの患者を受け入れることを検討しているとのことである。

この来日治療は79年、訪韓した自民党の木野晴夫政調副会長と、韓国民主党の具泰会政策委員長との間で合意書が取りかわされたのにはじまるもの。

○在日韓国・朝鮮人被爆者の記録「世界の人へ」が盛善吉監督の手で昨年11月に完成した。

上映時間は47分であるが、画面に写し出されている被爆者4人は、強制連行で渡日、被爆するまでの当時を切々と証言している。原爆を扱った映画は50～60本もあるが、在日韓国・朝鮮人を扱ったものはないという。すでに東京、広島、長崎等で上映されている。

☒外国人国公立大専任教員任用問題

「在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会」の徐龍達代表幹事は11月16日、日本学術会議会長伏見康治氏を訪ね、「現行法のままでも、外国人を国公立大専任教員に採用できるのずなのに、昨年（1980年）12月、2人の在日韓国人が差別的に任用審査を拒否された」事件を初めて公表し、善処を求める要望書を手渡した。

任用審査拒否事件をおこしたのは佐賀大学と小樽商大で、いずれも専任教員の公募に応じた同懇談会の会員に対し、大学当局が応募書類を返送、審査それ自体を拒否したもの。佐賀大の場合は、同会員が業績・経歴などから最有力候補にまでなったが、「来年度は採用しない」という理由で応募書類が返送されてきた。また小樽商大の場合は「現行法上、日本国籍を有しない者」であることが拒否の理由とされ、その後、帰化の意思打診があった。

国公立大での外国人任用について、日本学術会議は80年10月24日付で「現行公務員法の運用が可能」という見解を表明しているが、同懇談会の要望書は、両大学の事件が「日本学術会議の見解に反する」ものであり、同見解の「公表等の不徹底がくやまれます」として、①同見解を各大学に周知させる、②小樽商大、佐賀大事件を調査・検討し、これに対する文書回答を求めている。

これに対し伏見会長は、2つの事件については「学術会議内部の『科学者の地位委員会』で検討する」ことを約束、また見解が周知されていなかった点については「さっそく各大学に見解文書を送り、周知させる」との姿勢を示した。

また徐龍達氏は、定住外国人の教授任用の「特別措置法」の通常国会への働きかけを行

った結果、泰野章参議院議員（自民）は徐龍達氏に対し、通常国会に提案することを約束し、また、文部省の宮地大学局長と十文字孝子高等教育計画課長らと会い、重要法案と考え積極的に取り組みことを約束した。

☒公務員国籍条項問題

民団愛知・権益擁護委員会と豊明市長との話し合いが昨年12月10日に豊明市役所で行われたが、席上、豊明市側から、公務員採用に関しては昨年度から国籍条項を撤廃したことが明らかにされた。

☒韓日・日韓弁護士協議会東京総会

韓日・日韓弁護士協議会は12月6日、東京で第3回総会を開き、①韓国重要法令の翻訳事業、②在日韓国人のための法律相談事業、③両国の法令・判令に関する比較研究事業、④会誌刊行事業などの計画を承認した後、在日韓国人に対する差別撤廃と権益擁護、法律文化の向上に努力、親善、交流の拡大強化を期す三項目の決議文を採択した。

午後から行われた記念セミナーでは、「在日韓国人の権益問題」を和田耕作日韓議連在日韓国人地位向上特別分科委員長が、また「樺太抑留韓国人帰国訴訟の問いかけるもの」と題し三原令同裁判実行委員会事務局長が、さらに「在日韓国人の国民年金を求める運動」を在日韓国・朝鮮人の国民年金を求める会の有吉克彦事務局長が、それぞれ行った。

この協議会は、在日韓国人の権益擁護と韓日親善を目的として作られたが、80年12月に大阪で設立総会を持ち、昨年6月にはソウルでの第2回総会を持ち、今回の第3回総会に至っている。

尚、韓国側からは文仁亀会長をはじめ40人の弁護士と日本側からの50人、そして民団からも出席があり、翌日7日には、参加者のうち25人が最高裁、日弁連、法務省を表敬訪問をした。法務省では坂田法相と15分にわたり歓談をしたとのことである。

☒本名児童に教師が暴言

「横浜民族差別と闘う会」は、横浜市中区小学校に本名で通う在日韓国・朝鮮人児童（林康德君10才）に担任教師が「もう学校にくるな」などという暴言をはいた問題で12月2日、校長及び担任教師に対して「民族差別的な言動は許せない」と抗議した。

両親の話では、担任は教室で「早くほかの学校に行ってしまうばよい」と同級生の前で康德君をしかりつけることがたびたびあった。また、夏休み中の登校日には、登校した康德君に向かって「何しに学校に来了。もう学校に来るなと言ったのに」と暴言。さらに、病気で学校を休むと自宅に電話をかけ「ズル休みをしたのではないか」とたずねるほどだった。こうしたなかで、学校や学習塾でも仲間はずれにされるようになっていくという。

担任は「康德君が本名で通学することに対し、何も感じたことはなかった。日本人の子どもと同じように扱い、差別して扱ったことはない」と述べたが、「闘う会」は、本名で通う在日韓国・朝鮮人児童の背景を理解した上で接するどころか、配慮もせず、学校から孤立させるような行動をとることは、根底にある民族差別が全く見えてないと強く抗議し、校長及び担任が同級生とその父兄らが出席した席で謝罪することを約束した。

横浜市は80年度教育方針の中で、在日外国人児童・生徒の項目を入れ、また2千人に及ぶ教職関係者に対して「民族差別をなくすために」という研修会を実施したが、「闘う会」では、市教委の姿勢の不徹底さも追求することである。

❑『フォーカス』差別記事

新潮社『週刊フォーカス』の寿町差別と民族差別を糾弾する実行委員会は12月22日、新潮社を糾弾する集会を、寿生活館で開いた。

問題の記事は、『週刊フォーカス』（12月25日号付）の「落ちこぼれ——横浜寿町『師走人別帳』」で、寿町の住民の個人史を中心に書かれたものだが、様々な偏見に満ちている。

特に、実行委が民族差別としてあげたもの

は、「寿では商業車のほかは、高級乗用車が目立つ。クラウン、セドリックはいうに及ばず、BMW、ベンツ更にはロールスロイスまである。これらの車のオーナーは、ヤクザと在日朝鮮人だという」

実行委のメンバーは23日、新潮社に行き、抗議文と、謝罪文・回収等を要求する要望書を読みあげ、継続的話し合いを要求した。

❑第3回オリニ民族音楽発表会

大阪市外国人教育研究協議会の主催のもと、第3回オリニ（子供）民族音楽発表会が12月5日、大阪にて開催され、14校からの小・中学生350人による歌・舞踊・演劇などが披露された。

発表会は、各学校の民族学級、クラブ活動の交流の輪を広げようと一昨年から行われているが、在学している在日韓国・朝鮮人児童・生徒に民族的誇りを培うのに大きな役割をはたしている。

参加校数・人数も年々増えており、今年は一回目にくらべ二倍もの学校が参加した。

❑プロ野球に本名で登録

今夏の甲子園大会で活躍した在日韓国・朝鮮人高校生選手が、プロ野球ドラフト一位で次々と入団が決まる中、呉憲助選手（19才、兵庫・葺高）はドラフト外ながらも、読売ジャイアンツの入団テストに合格した。しかも、在日韓国・朝鮮人選手として戦後のプロ野球界では初めての本名登録である。

呉選手は、在学中、二年生からエースとして活躍していたが兵庫県下でもほとんど無名の選手であったが、今春、高校を卒業したあと、黙々と練習に励み、このたび実力で投手として合格した。

❑在日韓国芸術・文化人連絡会議準備委員会が発足

「普遍に通じる在日同胞独自の文化活動の展開」をめざして、11月19日、同「準備委員会」が発足した。

この日の準備委員会で採択された「結成を

めざす趣旨文」によると、同「連絡会議」がめざす「在日同胞独自の文化」には、「人間的に生きたいという欲求にもとづく在日同胞の自己表現」と「広く在日同胞が楽しみ、生活の中に展開する文化」という二つの意味がある、としている。

また民族的主体性は「信条であるだけでなく、在日同胞自身の文化的な自己表現活動の中に展開され、在日同胞の生活文化として形を表さねばならないと思う」としている。

同「準備委員会」のメンバーは、金鶴泳（作家）、金聖元（音楽事務所主宰）、池成子（伽倻琴演奏家）、朴炳陽（俳優・演出家）、丁讀宇（バイオリンニスト）、陳昌鉉（バイオリン製作家）、河正雄（美術事務所主宰）、金斗鉉（イラストレーター）、金平洙（コリアンスター編集長）氏ら11人。

○昨年初めて行われた「在日韓国人二世のタベ」に続いて、12月の8日、9日、10日の3日間にわたって「在日韓国人のタベ——はばたけ在日（同胞）の芸術家たち」が東京で開かれた。

同「準備委員会」を構成した芸術・文化人が主催したもので、第一日目は「洋楽のタベ」、第二日目は「国学のタベ」、第三日目は「ポピュラーのタベ」となっている。

☐知識人への意識調査

在日韓国人に関する日本の知識人及び在日韓国人の知識人の意識調査が「国際関係共同研究所」（所長・金山政英元駐韓日本大使）によりまとめられた。

対象となったのは、日本人知識人115人、在日韓国人知識人125人。特に日本人知識人の場合は、韓国とかかわりの深い大学教授・作家・評論家・政治家・文化人層とのこと。

調査項目及び回答結果は次の通り。

〔法的地位（外登法・入管令）〕

- 不合理でない 韓 = 0 % 日 = 10 %
- 改正すべき 韓 = 19 % 日 = 30 %
- 登録法の常時携帯廃止は無理
韓 = 1 % 日 = 30 %

- 常時携帯などすべて廃止すべき

韓 = 71 % 日 = 28 %

〔退去強制〕

- 現行のままでしかたがない

韓 = 1 % 日 = 26 %

- 基本的にすべきでない

韓 = 5 % 日 = 46 %

- 廃止すべき 韓 = 92 % 日 = 26 %

〔結婚問題〕（韓国人と日本人の結婚）

- 反対 韓 = 18 % 日 = 6 %
- 反対しない 韓 = 68 % 日 = 77 %
- 賛成 韓 = 12 % 日 = 15 %

〔公務員採用〕

- 公権力の行使、公の意思形成への参画の恐れのある職種には反対

韓 = 2 % 日 = 26 %

- 基本的採用 韓 = 0 % 日 = 11 %
- 採用してもよい

韓 = 10 % 日 = 17 %

- 日本人同様解放すべき

韓 = 87 % 日 = 44 %

〔就職差別〕

- 能力不足だから

韓 = 0 % 日 = 4 %

- 解決には時間がかかる

韓 = 35 % 日 = 61 %

- 積極的に排除すべき

韓 = 64 % 日 = 34 %

〔在日韓国人の将来〕

- 国籍国に帰ればよい

韓 = 1 % 日 = 2 %

- 永住許可の権利拡大・社会保障制度完全適用

韓 = 44 % 日 = 36 %

- 自治自治体の選挙権（被選挙権を含む）を獲得

韓 = 16 % 日 = 2 %

- 帰化 韓 = 13 % 日 = 34 %

- 国籍法のもとで帰化

韓 = 2 % 日 = 15 %

〔友人関係〕

- 友人いる 韓 = 100 % 日 = 75 %

- 友人いない 韓 = 0 % 日 = 25 %

- 人数 1人 韓 = 0 % 日 = 0 %
- 2～5 韓 = 9 % 日 = 36 %

- 6～10 韓＝21% 日＝12%
 11人以上 韓＝69% 日＝51%
- なにを一番大切に付き合っているか
 A 相互理解、民族的な面
 韓＝24% 日＝39%
 B 意識して民族的な面を出さない
 韓＝2% 日＝3%
 C 民族的なことを特に意識しない 信義
 韓＝72% 日＝57%

〔日韓関係〕

- 韓国の対日貿易入超問題
 韓＝17% 日＝2%
- マスコミの対韓報道は正
 韓＝39% 日＝53%
- 在日韓国人への差別問題
 韓＝39% 日＝19%
- 韓国の強行な対日姿勢
 韓＝1% 日＝12%
- 韓国の民主化 韓＝2% 日＝12%

☑在外韓国・朝鮮人は368万人

昨年11月11日、韓国外務部は81年6月30日現在、共産圏を除外した在外国民現況を発表した。

それによると、海外に居住している国民の数は、98ヶ国、1,590,853人となっている。

地域別でみれば、北米地域が685,981人と一番多く（在外国民の43.1%）、日本地域の670,890人（在外国民の42.2%）を追い越している。

また実質的に集計できなかった共産圏の場合、中国には1,680,000人（中国年鑑1980年版）が、ソ連には、中央アジアに38万人（推定）、サハリンに34,971人（ソ連国勢調査79年1月）となっているが、このことから、明らかになっているだけでも2,094,971人となり、海外韓国・朝鮮人は約368万人となる。

☑京都市、「就職についてのお願い」を訴える。

京都市は昨年11月15日付の市の広報紙「市

民しんぶん」を通じて、在日韓国・朝鮮人子弟をはじめ被差別部落出身者に就職の機会均等を訴え、同市の各雇用主に対し、求人や採用選考に当たって基本的人権を尊重するよう求めた。

同市では毎年、高校生の本格的な就職シーズンを迎え、市教委、府、府教委とともに各雇用主に対し差別的な取り扱いのないように行政指導する形で文書をもって要請している。

☑大阪市、人権擁護パンフ「民族差別をなくそう」を刊行

大阪市人権啓発推進協議会で大阪市（同対策部指導課）は昨年12月に『民族差別をなくそう——人権啓発シリーズ4』と題するパンフを3万枚を発行した。

パンフレットは、①在日韓国・朝鮮人が本名を名乗ることのできる社会の実現、②在日韓国・朝鮮人の子どもの民族心をはぐくむ教育、③就職差別の撤廃、④各種権利保障、⑤国際人権規約の順守を訴えるとともに、朝鮮通信使や文化交流といった友好の歴史を紹介して韓国への正しい理解を求め、さらに在日韓国・朝鮮人の存在が日本の36年間にわたる植民地支配に起因していることを述べている。

このパンフレットは、同市の各機関窓口に置かれるほか、各種行事の際に、市民に配布されることになる。

☑教員採用試験国籍条項問題

愛知県の教員採用試験国籍条項への撤廃運動に取り組んでいる「在日朝鮮人生徒の教育を考える懇談会」は、昨年11月の末、『教員採用と国籍条項』というパンフレットを出した。

内容は、教育懇が中谷県知事に国籍条項撤廃を申し入れた公開質問状をはじめ、弁護士会の救済申立書、在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会の要望書、全国の教員採用の状況、また裁判所への提訴、訴訟記録、マスコミ論調なども収録されている。

〔連絡先〕

愛知県西春日井郡清州町1-163

小 原 博 樹

TEL 0560-44-0949

☐民族政策極秘文章

第二次世界大戦中、日本の人口、民族政策を策定するよりどころとなった日本政府の極秘研究文章がこのほど発見された。

この文章は、戦争を推進するために当時の厚生省研究所人口民族部（現在の同省人口問題研究所）が、①戦争が日本人の人口動態にどう影響するのか、②日本民族の優秀性を基調に、戦争に勝った場合、世界の他民族をどうコントロールするかを研究した4千ページにわたるもの。

特に、「朝鮮道別労力供給量の推計」として、「内地在住朝鮮人の実態研究」の中では1940年当時で109万4444人の大半は「出稼ぎ移住」と位置づけ、さらに、これらに在日朝鮮人の「同化」は難しいので現実的に扱えなどと述べている。また、世界各民族の「生態」を詳細に検討している。

さらには、大東亜共栄圏の確立は①大和民族の生活空間の確保②アジア民族の解放③新秩序の建設であると、侵略思想をむきだしにしている。

☐いまなお根強い迫害 — インディアン女性が訴え

12月17日、東京の法政大学でゲストの講師と呼ばれたシャイアン族出身のイレヌ・アイアンクラウドさん（日本在住、34才）は、米国の開拓時代以来、米国社会に根強く残るインディアンに対する蔑視、迫害を語る中、「差別は相手に対する尊敬を忘れた時に始まる。インディアン差別は日本でのアイヌ差別と全く同じ構造のものだ。身近なものとして差別問題を考えてほしい」と切々と訴えた。

イレヌさんによると、全米で約80万人のインディアンが居留地で生活しているが、失業率は約40%と全米平均の十倍、文盲率も異常に高く、また居留地などでウラン、石炭の鉱脈が見つかる、政府は一転して立ち退きを迫り、拒否すると部族の女性に対して種族を減らそうと強制不妊手術まで行っているという。この強制不妊手術は、病気で居留地の診療所を訪れた女性をだまして行う例が多く、「これは形を変えた虐殺だ」と言う。この証言を裏付けるように、四年前に米国会計検査院は「71年から75年の間にインディアン女性24%が強制不妊手術を受けさせられた」と報告した。

編 集 後 記

●本号では、大阪市・大阪府・高槻市・豊中市・東大阪市・尼崎市・京都市・東京都・横浜市の教育指針・方針等を中心に、それらを資料として掲載しました。かなりのページをさきましたが、各地で実践を任っている人達の役となればと思います。

●11月21日から23日の3日間にわたって行われた第7回民間連全国交流集会の記事は、今回は簡単に報告程度ですませました。詳しい報告は、次号36号の特集号をお読み下さい。現在、編集中です。

●今回、実践報告として青丘社桜本学園ケナリクラブから報告をもらいました。今後とも掲載を続けたいと考えます。

（L. K）

発行日 1982年1月1日

No36号

頒価400円

発行人 李 仁 夏

発行所 民族差別と闘う連絡協議会

在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内

〒160 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-52

TEL 03-203-7575

民闘連 郵便振替番号 東京 4-30267 RAIK 郵便振替番号 東京 5-30268
